

○福岡県警察の組織に関する訓令（概要）

（昭和50年福岡県警察本部訓令第10号）

この訓令は、福岡県警察の組織に関する規則（平成6年福岡県公安委員会規則第24号）第73条に基づき、福岡県警察の組織について必要な細目的事項を定めたものである。

主な内容として、各所属に置く係等を規定しており、

- 警察本部
- 市警察部
- 警察学校
- 警察署

などの項目からなっている。